

広島県告示第二百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十九年四月二十日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年四月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道水呑手城線	福山市曙町二丁目一五三番一地从先から福山市曙町二丁目一四〇番一地从先まで	平成二十九年四月六日